

# マイナンバーカードの健康保険証利用 特定健診情報・診療情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「顔認証付カードリーダー」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報などの診療情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報や診療情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

## 特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※ 2020年度以降に実施したもから過去5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも呼ばれているよ。



## 診療情報って？

これまでの「薬剤情報」に加えて、他の医療機関で受診した受診歴や診療実績などの情報です。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診歴  
(医療機関名、受診歴)
- 診療実績  
(診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名(薬剤情報、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流) など)

※ 同意を得られてもお薬手帳は診察時には必ずご持参ください。

※ 診療情報は、2022年6月以降に提出されたレセプトに含まれる情報を元にした3年分の情報が参照可能

※ 薬剤情報は、2021年9月以降に診療したもから過去3年分の情報が参照可能

## 2022年度10月診療報酬改定に伴う変更について

当院はマイナ保険証をご利用・同意いただくことで、質の高い医療の提供に努めるため【オンライン資格確認等システム】を導入しております。2022年10月から、厚労省が定める診療報酬制度に基づき、初診料を算定する場合に、『**医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(4点)** または、**医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(2点)**』のいずれかを併せて算定いたします。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードに保険証情報を紐付け、保険証として利用すること。